

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を開設しようとする者は、 **A** ならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) **B** 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が **C** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

A	B	C
1 無線従事者の免許を受けたものでなければ	発射する電波が著しく微弱な	0.01ワット
2 無線従事者の免許を受けたものでなければ	小規模な	1ワット
3 総務大臣の免許を受けなければ	小規模な	0.01ワット
4 総務大臣の免許を受けなければ	発射する電波が著しく微弱な	1ワット

A-2 アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更及び無線設備の設置場所の変更等に関する記述として、電波法（第8条及び第9条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な変更該当する無線設備の設置場所の変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来たすものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。

A-3 アマチュア無線局の落成後の検査に関する記述として、電波法（第10条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備について検査を受けなければならない。
- 2 予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った検査の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。

A-4 アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する記述として、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- 2 免許人は、その無線局を廃止したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A-5 周波数測定装置の備付けに関する記述として、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の4分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 空中線電力50ワット以下の送信設備には、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。
- 3 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- 4 アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.0025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものには、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。

A-6 用語の定義として、電波法施行規則（第2条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「空中線電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 2 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 3 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

A-7 送信装置の周波数の安定のための条件に関する記述として、無線設備規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、気圧の変化によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A-8 空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則（第22条）に規定するものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線の利得
- 2 給電線よりの輻射
- 3 水平面の主輻射の角度の幅
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

A-9 無線局の運用の一般通信方法における無線通信の原則に関する記述として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、受信者が筆記できる程度の送信速度で行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。

A-10 無線局が相手局を呼び出そうとする場合(注)の措置に関する記述として、無線局運用規則(第19条の2第1項)の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、自局の発射しようとする電波の周波数を1分間聴守しなければならない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、擬似空中線回路を使用して自局の発射しようとする電波の周波数を測定しなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を通常の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

A-11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する記述として、無線局運用規則(第14条、第18条及び第26条)の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-12 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則(第258条及び第259条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局は、自局の発射する電波が A 支障を与え、若しくは与える虞^{おそれ}があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② アマチュア局の送信する通報は、 B であってはならない。

A	B
1 他の無線局の運用又は放送の受信に	長時間継続するもの
2 他の無線局の運用又は放送の受信に	他人の依頼によるもの
3 重要無線通信を行う無線局の運用に	長時間継続するもの
4 重要無線通信を行う無線局の運用に	他人の依頼によるもの

A-13 欧文によるモールス無線通信において使用する「こちらは、閉局します。」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則(第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - -
- 2 - -
- 3 - -
- 4 . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「こちらは、通信中です。妨害しないでください。」を示すQ符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則(第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- -
- 2 --- -
- 3 --- -
- 4 --- -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合しない組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 AMERICA	·- - - · ·-· ·· -·-· ·-
2 DOMINICA	-·· - - - - ·· - - - ·· -·-· ·-
3 ECUADOR	· -·-· ··- ·- -·· - - - ·-·
4 MEXICO	- - · -·-· ·· -·-· - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 CZVSWP46 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 -·-· - -·· ··-· ··· ·- - - ·- -· - - - -· ··-·-·
2 -·-· - -·· -·-· ··· ·- - - ·- -· ··-·-· -·-·-·
3 -·-· - -·· ··-· ··· ·- - - ·- -· ··-·-· -·-·-·
4 -·-· - -·· -·-· ··· ·- - - ·- -· - - - -· ··-·-·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 電波の発射の停止の命令に関する記述として、電波法（第72条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A-18 アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第76条第1項）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。
- 3 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。
- 4 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の免許を取り消すことができる。

A-19 無線従事者が電波法に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第79条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、期間を定めて無線設備の操作範囲を制限することができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、当該無線従事者が従事する無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、期間を定めて他の資格の無線従事者国家試験を受けさせないことができる。

A-20 アマチュア局の免許人が無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けた場合の措置に関する記述として、電波法施行規則（第39条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総合通信局長に報告しなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局検査結果通知書の余白に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総合通信局長に届け出て、当該措置に係る事項の検査を受けなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局事項書の写しの余白に記載し、その写しを総合通信局長に提出しなければならない。

A-21 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 2 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則に従って運用している送信機から混信を受けないようなものを採用するものとする。
- 3 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能な信号処理方式として、振幅変調方式においては、単側波帯技術を採用するものとする。
- 4 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。

A-22 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 137.8 kHz ～ 139.8 kHz
- 2 3,230 kHz ～ 3,400 kHz
- 3 7,300 kHz ～ 7,400 kHz
- 4 18,068 kHz ～ 18,168 kHz

A-23 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。
- 2 アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 4 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。

A-24 局の許可書に関する記述として、無線通信規則（第18条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- 2 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方である受信局の設置者又は運用者に、必要に応じて許可書を発給することができる。
- 3 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

B-1 次の記述は、電波法に定める用語の定義である。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 「電波」とは、以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるためのをいう。
- ⑤ 「無線従事者」とは、無線設備のを行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- ⑥ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、のみを目的とするものを含まない。

- 1 300万メガヘルツ 2 音声 3 電氣的設備 4 操作 5 中継
6 30万ギガヘルツ 7 音声その他の音響 8 通信設備 9 操作又はその監督 10 受信

B-2 次の表のアからオまでの各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

区分	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F1B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって自動受信を目的とするもの
イ	C3F	振幅変調で残留側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	ファクシミリ
ウ	G7D	角度変調で位相変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
エ	A2A	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
オ	H3E	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

B-3 アマチュア無線局の運用に関する記述として、電波法（第53条、第54条、第56条及び第57条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- イ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ウ 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- エ 無線局を運用する場合においては、総務省令で定めるところにより、あらかじめ試験電波を発射しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- オ 無線局は、無線設備の機器の調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア BRAVO	— — . — — — — —
イ CHARLIE	— . — — . . — . . —
ウ NOVEMBER	. — — — — . . . — . — . — — .
エ WHISKEY	. — — — . — . — . — —
オ XRAY	— . . . — . — . . — — . — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が行う措置に関する記述として、電波法（第71条の5）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局に対して電波の発射の停止を命ずることができる。

イ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、その職員を当該無線設備を使用する無線局に派遣し、その無線設備を検査させることができる。

ウ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。

エ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者を当該無線設備を使用する無線局に派遣し、その無線設備を検査させることができる。

オ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

B-6 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 構成国は、 ア の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する イ をとることを約束する。

② 主管庁は、 ウ を適用するに当たり、次の事項を エ するために必要な措置をとることを約束する。

(1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。

(2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを オ こと。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 公衆通信 | 2 国際通信 |
| 3 すべての可能な措置 | 4 技術的に可能な措置 |
| 5 その属する国の法令 | 6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| 7 禁止し、及び防止 | 8 禁止 |
| 9 公表若しくは利用する | 10 他人の用に供する |